

避難所における新型コロナウイルス感染症対策について

1. これまでの取組

- 本年4月、国からの通知「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」(内閣府・消防庁・厚生労働省連名、4月1日付け・4月7日付け)を受け、避難所の開設・運営を担う市町村に対し、以下の「避難所運営の留意事項」をとりまとめて周知した。
- また、新型コロナウイルス感染症対策については、5月26日に愛知県緊急事態宣言を解除したが、今後、講じていくべき対策を定めた「愛知県新型コロナウイルス感染拡大予防対策指針」においても、「防災対策における感染防止対策」を盛り込むなど、準備を進めてきた。

「より多くの避難所の確保」と「分散避難の周知」

- 避難所の収容人数を考慮し、指定避難所(県内で現在3,241箇所)以外の避難所を開設するなど、通常の災害時よりも可能な限り多くの避難所の開設を図るとともに、ホテル・旅館等の活用等も検討すること。
- 避難所が過密状態になることを防ぐため、住民に、可能な場合は親戚・友人宅等への避難を検討していただくよう周知すること

「避難者の健康状態の確認」

- 避難所への到着時に、受付において、避難所における感染対策マニュアルの症候群サーベイランスの内容を参考に、発熱・倦怠感・息苦しさ等の兆候・症状の有無を確認し、避難生活開始後も定期的に健康状態を確認すること。

「基本的な感染防止対策の徹底」

- マスクの着用、手指消毒設備の設置等、基本的な感染防止対策を徹底すること。
- 炊事場・トイレは毎日、生活区域・家具は週1回、寝具は使用者が変わる時等、家庭用塩素系漂白剤・消毒薬を用いて、定期的に清掃・消毒を行い、衛生環境を整えること。

「換気と生活スペースの確保」

- 避難所内は十分な換気に努めるとともに、一時避難段階、緊急対応初期段階、長期避難生活段階等の避難状況に応じて十分なスペースを確保するとともに、寝具の間を1m以上開け、互い違いに寝るなど、通常よりも広いスペースと通路の確保に留意すること。

「発熱等の症状が出た場合の対応等」

- 発熱等症状が出た避難者は、可能な限り個室の専用スペースを確保(やむを得ず同室とする場合はパーティションで区切ること)し、一般の避難者とはゾーン、動線を分けることとし、事前に施設管理者等と調整を図ること。
- 新型コロナウイルス感染症の場合は、軽傷者等であっても、原則、一般の避難所に滞在することは適当でないことに留意し、発症した場合の対応について、管轄の保健所(帰国者・接触者相談センター)等、保健福祉部局と連携し、別室への移動・安静、市町村災害対策本部に連絡し医師の派遣を要請するなど、適切な対応を事前に検討しておくこと。

2. 今後の取組

(1) 避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインの提供

- 5月29日に政府の中央防災会議が決定した「防災基本計画の修正」において、「避難所の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある」旨等が明記されたことを踏まえ、市町村における感染防止対策の実効性を高めるため、実践的なガイドラインを提供する。
- 具体的には、現行の「愛知県避難所運営マニュアル」に定めた感染防止対策、及び4月に提供した1の「避難所運営の留意事項」を基に、これまでの感染防止対策の実績や得られた知見等を踏まえ、平時の事前準備と災害時の対応で講じるべき対策を、避難活動の流れに沿って、より詳細に整理し、新たに「避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」を作成し、市町村に提供する。

(2) 避難所の感染防止対策研修と運営訓練の実施

- 避難所の開設・運営にあたる市町村職員を対象として、(1)のガイドラインを基に、避難所におけるゾーニングレイアウト、受付の設営、避難者の受け入れから居住スペースへの誘導までの一連の感染症対策の流れを訓練形式で実施する。
- また、一連の感染症対策をより広く普及させるため、各市町村において、避難所運営に協力していただく住民の代表者等を対象として、感染防止対策に特化した避難所運営訓練の実施を支援する。

(3) 感染防止資材の備蓄支援

- 市町村には、住民への避難時のマスク・手指消毒液・体温計の携行の周知を要請するとともに、市町村が進めているパーティションやダンボールベット等の避難所運営資材の備蓄を支援する。